

## 令和3年度 市民参加の例外事項一覧

局区名	番号	条例、計画、事業等の名称	分類	内容	政策決定 予定時期	例外事由	例外事由 詳細	市民参加の検討状況	担当局部課 電話番号
まちづくり政策局	1	札幌市立地適正化計画の変更	計画・変更	市街地区分に応じた人口密度の適正化や、公共交通を基軸とした各種都市機能の適切な誘導を図るための計画	R3年9月頃	③ 軽易なもの	本計画で定める「集合型居住誘導区域」は災害の危険性が高い区域を除外する考えとしており、この考えに基づき、計画策定後に新たに災害の危険性が高い区域に指定された箇所を集合型居住誘導区域から除外し、時点的に生じた図の不一致を解消する。	計画策定時に整理した考え方に基づき図の不一致を解消する変更のため、市民参加を実施する余地はないと判断した。	まちづくり政策局 都市計画課 都市計画課 011-211-2506
都市局	2	札幌市建築基準法施行条例	条例・改正	建築基準法に基づき、建築物の建築等に関する制限を定める条例	R3年6月	③ 軽易なもの	都市計画の変更に伴い、条例の記載内容を変更	制限内容の変更はなく、条文の整理を行うもので、市民参加を実施する余地はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859
都市局	3	札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例・改正	建築基準法に基づき、地区計画の区域内における建築物の建築等に関する制限を定める条例	R3年6月	② 法令の規定により定められている基準に基づき行うことが必要であり、政策的判断を行う余地がないもの	地区計画の変更に伴い、条例の一部を改正	地区計画の変更の際に、制限内容に関する原案縦覧や意見募集を行っており、その内容を条例化するものであることから、市民参加の必要はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859
都市局	4	札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	条例・改正	中高層建築物の建築に関して手続等を定めることにより、紛争の予防と調整を図る条例	R3年6月	③ 軽易なもの	都市計画の変更に伴い、条例の記載内容を変更	制限内容の変更はなく、条文の整理を行うもので、市民参加を実施する余地はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859
都市局	5	札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	条例・改正	建築基準法に基づき、地区計画の区域内における建築物の建築等に関する制限を定める条例	R3年12月	② 法令の規定により定められている基準に基づき行うことが必要であり、政策的判断を行う余地がないもの	地区計画の変更に伴い、条例の一部を改正	地区計画の変更の際に、制限内容に関する原案縦覧や意見募集を行っており、その内容を条例化するものであることから、市民参加の必要はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859
都市局	6	札幌市証明等手数料条例	条例・改正	地方自治法に基づき、本市への申請等に係る手数料を定める条例	R3年12月	⑤ 市税、保険料、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正の伴い、条例の一部を改正	手数料の変更であることから、市民参加を実施する余地はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859